

福岡女子短期大学障害学生支援に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の基本理念に基づき、福岡女子短期大学(以下「本学」という。)に在籍する障害のある学生が、不当な差別的取り扱いを受けることなく、障害のない者と等しく教育研究、学生生活、大学行事(以下「修学」という。)の機会が与えられ、必要かつ合理的な配慮を提供するために必要な事項を定めるものとする。

(方針)

第2条 本学のすべての教職員は、当該部局において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、合理的配慮の提供を行う。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「障害のある学生」とは、本学に在籍する学生、科目等履修生、本学に入学を志望する者等であって、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害含む。)、その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。以下「障害」という。)がある者であり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(2) 「合理的な配慮」とは障害のある学生が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が行う必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ、大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担(以下、過重な負担)を課さないものとする。この過重な負担は単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに総合的に判断する必要がある。なお、過重な負担とは次に掲げるものをいう。

ア 単位認定、評価基準及び卒業要件の緩和等、教育に係る本質的な変更を伴うもの

イ 物理的・技術的制約、人的・体制上の制約・財政面等での過度な負担を伴うもの

ウ 個人的な装置及びサービスの提供であり、修学とは直接に関係しない生活支援を行うもの

また、障害のある学生ではないが継続的な修学が困難な学生については「教育的配慮」を行うことができる。「教育的配慮」は、各教職員による教育上の理念及び個人の善意に基づく支援であり義務ではないが、その内容や申請手続きは合理的配慮に準ずるものとする。

(3) 「不当な差別的取り扱い」とは、本学における修学に関して、正当な理由なく、障害を理由として、障害のある学生を障害のない学生より不利に扱うことをいう。

(4) 「部局」とは、本学の健康栄養学科、音楽科、文化教養学科、子ども学科、専攻科、教養

教育推進センター、IR 室、短大事務局及び法人事務局をいう。

- (5) 「学科等」とは、本学の健康栄養学科、音楽科、文化教養学科、子ども学科、専攻科及び教養教育推進センターをいう。

(申請手続き)

第4条 障害のある学生は、入学前、入学後いずれの時期においても修学に必要な支援の要請を申し出ることができ、支援申請書（様式1）を提出することができる。

第5条 支援の申し出は学生相談室が受理し、学生の教育的ニーズ及び意思について十分な聴取を行ない、合理的配慮申請検討会議に報告・協議しなければならない。

第6条 合理的配慮申請検討会議は、学生相談室カウンセラー、各学科長、学務課履修支援担当職員及び関係する教職員をもって構成する。

第7条 合理的配慮申請検討会議は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズ及び意思を十分尊重した上で、関係部局と協議し、支援申請書（様式1）を基に、個別の配慮依頼文書を策定する。

(合意の形成)

第8条 支援計画合意書（様式2）は当該学生の合意を得て決定する。学生相談室は、当該学生に対し配慮依頼文書について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(支援の実施)

第9条 支援計画合意書に記載されている支援は、障害のある学生が所属する部局が、主たる責任を持って実施する。

2 障害のある学生が所属する学科等は、障害のある学生が履修している科目の教員に対して、配慮依頼文書を渡して、当該学生の配慮支援の要請を行う。

第10条 学生相談室は、具体的支援が円滑に行なわれるよう、関係部局との調整及び連絡、学外機関との連携等を行なう。

(福岡女子短期大学合理的配慮の提供における障害学生支援委員会)

第11条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取り扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の解決を図るための組織として、福岡女子短期大学合理的配慮の提供における障害学生支援委員会（以下「障害学生支援委員会」という。）を設置し、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学生部長
- (2) 教務部長
- (3) 短大事務局長
- (4) 学務課長
- (5) 学務課履修支援担当職員

- (6) 保健室職員
- (7) 学生相談室カウンセラー
- (8) その他学長が必要と認める者

2 委員長は、学生部長がこれにあたる。

3 障害学生支援委員会は、委員会以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第12条 障害学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、学長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、2024年10月28日から施行する。